

国自貨第341号の2
国自安第67号の2
国自整第134号の2
令和6年9月19日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自貨第341号の2
国自貨第67号の2
国自整第134号の2
令和6年9月19日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、地方実施機関に対し周知徹底を図られたい。

別添

国自安第75号
国自貨第79号
国自整第69号
平成21年 9月29日
一部改正 平成21年11月30日
一部改正 平成22年12月15日
一部改正 平成23年 3月31日
一部改正 平成24年 3月28日
一部改正 平成25年 9月17日
一部改正 平成26年 3月 4日
一部改正 平成26年12月25日
一部改正 平成29年 1月13日
一部改正 平成30年 3月30日
一部改正 令和元年10月31日
一部改正 令和2年11月18日
一部改正 令和3年 5月28日
一部改正 令和5年 9月29日
一部改正 令和6年 9月19日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び
日車数等について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対し

て行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

- 1 (1) この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 「初違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反をいう。
 - ② 「再違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載による運送の引受けに係る違反行為（以下「過積載違反」という。）の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を1度行っている場合の当該過積載違反をいう。
 - ③ 「累違反」とは、当該違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反をいう。ただし、過積載違反の場合は、当該過積載違反を行った日から過去3年以内に同一営業所において過積載違反を2度以上行っている場合の当該過積載違反をいう。
- (2) 次に掲げる違反について、(1)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。
 - ① 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第8条第2項、第16条第3項若しくは第7項、第23条、第25条第4項若しくは第26条又は道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第84条第1項の規定による命令違反
 - ② 法第27条第1項又は第2項の違反
 - ③ 法第60条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (3) 次のいずれかに該当する場合の(1)①から③までにおける営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等

は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達 1 (9) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、営業所に係る運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

2 局長通達 1 (2) の規定により行政処分等を行うべき違反行為は、別表に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。

3 行政処分等を行う場合の違反行為ごとの日車数及び勧告又は警告の区分（以下「日車数等」という。）は、別表に定める基準日車等を基礎として決定する。

4 別表中に累違反の基準日車等の定めがない事項に係る累違反の基準日車等は、再違反の基準日車等が警告である事項にあつては警告、それ以外の事項にあつては再違反の 2 倍の日車数として扱う。

5 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第 17 条第 1 項から第 4 項まで、第 18 条第 1 項又は第 22 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）に伴い引き起こした事故（自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条に規定する事故をいう。以下同じ。）の内容が次のいずれかに該当する場合には、局長通達 5 (8) から (12) までに該当する場合を除き、3 及び 4 の規定による日車数等を加重することができる。

- ① 違反行為若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる相当の理由が認められる場合の当該違反行為
- ② 違反行為が救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行その他悪質と認められる行為に係る違反行為

③ 違反事実又は違反に伴い引き起こした事故等が社会的影響のあるものである場合

6 5により日車数等の加重を行う場合は、日車数についてはその2倍を上回らない日車数に、勧告については警告に、警告については10日車に加重するものとする。ただし、局長通達1(5)の貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議を経た後、本省自動車局安全政策課及び貨物課に稟伺した場合は、この限りではない。

7 輸送の安全確保義務違反(初違反であり、基準日車等が10日車以下、勧告又は警告とされているものに限る。)について、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合又は乗務員に対する輸送の安全に関する訓示及び関係法令の遵守に関する指導の実施状況、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所への認定の有無その他の事実関係から総合的に判断して、違反行為を行った事業者が運行管理及び車両管理を概ね適切に行っていたと認められる場合は、3及び4の規定による日車数等を軽減することができる。

8 7により日車数の軽減を行う場合は、10日車については警告に、警告については勧告に軽減するものとする。

9 複数の過積載違反がある場合の処分日車数の算出においては、これらの違反行為は一の違反行為として扱い、当該違反行為の日車数は、これらの違反行為の日車数の合計とする。

10 貨物軽自動車運送事業者に係る違反行為の日車数等の決定については、1から9までの規定を準用する。

附 則

1 この通達は、平成21年10月1日から施行する。

2 この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。

3 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則(平成21年11月20日 国自安第109号、国自貨第112号、

国自整第 87 号)

この通達は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 12 月 15 日 国自安第 105 号、国自貨第 108 号、国自整第 100 号)

この通達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日 国自安第 177 号、国自貨第 149 号、国自整第 161 号)

この通達記 3 中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 4 項の規定は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 28 日 国自安第 81 号、国自貨第 80-2 号、国自整第 151 号)

この通達は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 17 日 国自安第 146 号、国自貨第 58 号、国自整第 169 号)

1 この通達は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

2 局長通達附則 2 に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則 (平成 26 年 3 月 4 日 国自安第 281 号、国自貨第 131 号、国自整第 348 号)

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 25 日 国自安第 204 号、国自貨第 62 号、国自整第 292 号)

1 この通達は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

2 この通達記 3 中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条の 2 の規定は、平成 27 年 3 月 1 日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則 (平成 29 年 1 月 13 日 国自安第 198 号、国自貨第 117 号、国自整第 294 号)

この通達は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 国自安第261号、国自貨第181号、国自整第358号）

- 1 この通達は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和元年10月31日 国自安第112号、国自貨第75号、国自整第162号）

- 1 この通達は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和元年10月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月18日 国自安第128号、国自貨第63号、国自整第214号）

- 1 この通達は、令和2年11月27日から施行する。
- 2 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月28日 国自安第17号、国自貨第17号、国自整第48号）

- 1 この通達は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 国自安第74号、国自貨第73号、国自整第119号）

- 1 この通達は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の安全規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年9月19日 国自貨第341号、国自安第67号、国自整第134号）

- 1 この通達は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める

規定により行政処分等を行うものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p>国自安第75号 国自貨第79号 国自整第69号</p> <p>平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成21年11月30日</p> <p>一部改正 平成22年12月15日</p> <p>一部改正 平成23年 3月31日</p> <p>一部改正 平成24年 3月28日</p> <p>一部改正 平成25年 9月17日</p> <p>一部改正 平成26年 3月 4日</p> <p>一部改正 平成26年12月25日</p> <p>一部改正 平成29年 1月13日</p> <p>一部改正 平成30年 3月30日</p> <p>一部改正 令和 元年10月31日</p> <p>一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>一部改正 令和 3年 5月28日</p> <p>一部改正 令和 5年 9月29日</p> <p><u>一部改正 令和 6年 9月19日</u></p>	<p>国自安第75号 国自貨第79号 国自整第69号</p> <p>平成21年 9月29日</p> <p>一部改正 平成21年11月30日</p> <p>一部改正 平成22年12月15日</p> <p>一部改正 平成23年 3月31日</p> <p>一部改正 平成24年 3月28日</p> <p>一部改正 平成25年 9月17日</p> <p>一部改正 平成26年 3月 4日</p> <p>一部改正 平成26年12月25日</p> <p>一部改正 平成29年 1月13日</p> <p>一部改正 平成30年 3月30日</p> <p>一部改正 令和 元年10月31日</p> <p>一部改正 令和 2年11月18日</p> <p>一部改正 令和 3年 5月28日</p> <p>一部改正 令和 5年 9月29日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿</p> <p>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</p> <p>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長</p> <p>自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿</p> <p>関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</p> <p>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長</p> <p>自動車交通局貨物課長</p> <p>自動車交通局技術安全部整備課長</p>

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年9月19日 国自貨第341号、国自安第67号、国自整第134号)

- 1 この通達は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

(略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反事項	基準日車等		備考	適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 1 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車		法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反 2 必要な員数の特定自動運行保安員の確保違反	警告 警告	10日車 10日車	
第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号、以下「勤務時間等基準告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上(注2) (削る)	警告 10日車 警告 10日車	10日車 20日車 10日車 4日車×未遵守件数		第4項	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号、以下「乗務時間等告示」という。)違反 ① 設定不適切 ② 未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ① 各事項の未遵守計5件以下 ② 各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③ 各事項の未遵守計16件以上(注2) (注1)	警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車	10日車 20日車 10日車 20日車 40日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。		10日車 20日車 20日車 40日車			(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 局長通達5(1)①に該当するものを除く。		10日車 20日車 20日車 40日車	
第7条第1項～第3項	3 勤務時間等基準告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) (削る) 2 不適切(注4) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5) (注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。	10日車 警告 10日車 10日車 100日車	20日車 10日車 2日車×未実施件数 10日車 20日車 200日車		第7条第1項～第3項	3 乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間) 点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(新設) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上(注2) 2 不適切(新設) ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切 (新設) (注1) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (新設)	10日車 警告 10日車 20日車 20日車	20日車 10日車 20日車 40日車	
	(注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。					(注2) 局長通達5(1)②に該当するものを除く。 (新設)			
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注1) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注2)(注4) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反)	警告 10日車 100日車 初回 警告 初回	10日車 20日車 200日車 2回目 10日車 2回目以上		第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 1 「2」「3」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合) (新設) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違	警告 10日車 10日車 初回 警告 初回	10日車 20日車 20日車 2回目 10日車 2回目以上	

新

別表 適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注3)(注4)	警告	10日車	
	(注1) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。 (注2) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)(の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。 ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。) (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)(のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」以外の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為の件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。))に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注4) 3及び4の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。))その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			

旧

別表 適用条項	違反事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
	反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	警告	10日車	
	(新設) (注1) ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るものを除く。)(のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものを用い、以下同じ。))について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)(の件数が3件に達した場合にあつては、再違反の基準を適用するものとする。 ② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両(最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。))にあつては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 (7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。) (4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。) ③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注2) ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転を除く。以下同じ。))に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあつては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転に係るものを除く。)(のみの場合にあつては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」以外の区分ごととする。))に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為の件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。))に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(被けん引自動車の車両数を除く。)(イ)において同じ。))が配置されている場合にあつては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3) 2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。))その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			